

# 資料編

〈資料 1〉 目黒区生涯学習実施推進計画改定経過	35
〈資料 2〉 目黒区生涯学習推進協議会設置要綱・名簿	36
〈資料 3〉 目黒区生涯学習推進本部設置要綱・名簿	39
〈資料 4〉 目黒区における生涯学習推進に関する主な取組	43
〈資料 5〉 国や都の生涯学習推進政策の動向	45
〈資料 6〉 用語解説	48

## 目黒区生涯学習実施推進計画改定経過

日 程	内 容	
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	3 月 4 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (第 12 期生涯学習推進協議会)
	3 月 20 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (生涯学習推進本部)
	4 月 9 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (教育委員会)
	4 月 10 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (文教・子ども委員会)
	6 月 21 日	現行計画の体系と課題を協議 (第 12 期生涯学習推進協議会)
	11 月 15 日	生涯学習関連事業調査結果について協議 (第 12 期生涯学習推進協議会)
令和 2 年 (2020 年)	2 月 4 日	計画改定等の考え方について報告 (教育委員会)
	2 月 13 日	計画改定等の考え方について報告 (生涯学習推進本部)
	2 月 26 日	計画改定等の考え方について報告 (文教・子ども委員会)
	7 月 31 日	第 13 期生涯学習推進協議会委員委嘱 (任期: 令和 4 (2022) 年 5 月 31 日まで) 計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	8 月 17 日	各所管へ生涯学習関連事業調査依頼 (~ 9 月 7 日まで)
	8 月 18 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (教育委員会)
	8 月 20 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (生涯学習推進本部)
	9 月 10 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (文教・子ども委員会)
	11 月 13 日	生涯学習関連事業調査結果について協議 (第 13 期生涯学習推進協議会)
令和 3 年 (2021 年)	4 月 16 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (第 13 期生涯学習推進協議会 [書面開催])
	4 月 27 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (教育委員会)
	5 月 10 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (生涯学習推進本部)
	5 月 12 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方について報告 (文教・子ども委員会)
	5 月 18 日	計画改定に向けた新体系図案調査実施について協議 (生涯学習推進本部幹事会 [書面開催])
	5 月 31 日	各所管へ生涯学習関連事業調査及び新体系図案調査依頼 (~ 6 月 18 日まで)
	7 月 2 日	生涯学習関連事業調査結果及び計画改定に向けた施策の方向性等について協議 (生涯学習推進本部幹事会 [ビジネスチャット会議])
	7 月 9 日	生涯学習関連事業調査結果及び計画改定に向けた施策の方向性等について協議 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	9 月 10 日	改定素案 (案) について検討 (生涯学習推進本部幹事会 [ビジネスチャット会議])
	10 月 1 日	改定素案 (案) について検討 (第 13 期生涯学習推進協議会 [対面及びオンライン併用])
	10 月 26 日	改定素案 (案) について報告 (教育委員会)
	11 月 4 日	改定素案 (案) について報告 (生涯学習推進本部)
	11 月 10 日	改定素案について報告 (文教・子ども委員会)
11 月 14 日	めぐろ区報、区ホームページで改定素案公表 ~ 12 月 14 日 区民意見募集 説明動画の公開 (説明動画をオンデマンド配信)	
令和 4 年 (2022 年)	1 月 14 日	計画改定案 (案) について協議・検討 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	1 月 25 日	計画改定案について報告 (教育委員会)
	2 月 3 日	計画改定案について報告 (生涯学習推進本部)
	2 月 25 日	計画改定案について報告 (文教・子ども委員会)
	3 月	目黒区生涯学習実施推進計画 (令和 4 (2022) 年度~ 8 (2026) 年度) 決定

## 目黒区生涯学習推進協議会設置要綱

(平成4年3月12日目教生社第5号)

(平成7年4月1日目教生社第5号)

(平成8年4月1日目教生計第9号)

(平成10年6月15日目教生計第174号)

(平成12年3月7日目教生計第394号)

(平成12年8月30日目教企第518号)

(平成19年2月8日目教企第1720号)

(平成25年12月4日目教生第3178号)

### (設置)

第1条 目黒区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）が目黒区における生涯学習施策を総合的に推進するうえで、生涯学習施策の推進に係る事項について協議を行うことにより、広く区民の声を反映した総合的な視点にたったものとし、区民と一体となって推進するため、目黒区生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関する事項を協議すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び関係団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) 前2号の事項以外の生涯学習施策の推進に関する事項を協議すること。
- (4) その他推進本部が必要と認める事項を協議すること。

### (構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (1) 区議会議員                 | 2人以内 |
| (2) 学識経験者                 | 2人以内 |
| (3) 社会教育関係団体の構成員          | 2人以内 |
| (4) 社会教育関係団体を除く区内関係団体の構成員 | 6人以内 |
| (5) 区内学校機関の代表者            | 5人以内 |
| (6) 区内居住者（公募）             | 3人以内 |

### (幹事)

第3条の2 協議会における協議を補佐するため、協議会に区職員4人以内の幹事を置く。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

2 会長は、必要があるときは、区職員及び関係者などの出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、生涯学習の推進について専門的に調査・研究を行う必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に関する事項は、会長が定める。

(小委員会)

第8条 協議会は、協議会の効率的で円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する事項は、会長が定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月4日から施行する。

## 第 1 3 期目黒区生涯学習推進協議会委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日 ◎は協議会会長、○は協議会副会長

選出区分	氏名	選出該当団体・現職等	備考
区議会議員	田島 けんじ	文教・子ども委員会委員長	任期：令和2年6月1日～ 令和3年5月31日
	金井 ひろし	文教・子ども委員会副委員長	任期：令和2年6月1日～ 令和3年5月31日
	石川 恭子	文教・子ども委員会委員長	任期：令和3年6月1日～
	関 けんいち	文教・子ども委員会副委員長	任期：令和3年6月1日～
学識経験者	藤井 穂高 ◎	筑波大学人間系教授	
	倉持 伸江 ○	東京学芸大学教育学部准教授	
社会教育関係 団体	齊藤 眞澄	目黒区社会教育団体連絡会	目黒ユネスコ協会
	石塚 修次	NPO目黒体育協会	常務理事
社会教育関係 団体を除く 区内関係団体	小林 節子	目黒区住区住民会議連絡協議会	中根住区住民会議会長
	渡辺 恵子	目黒区消費者グループ連絡会	
	五十嵐 貴志子	目黒女性団体連絡会	
	明珍 美枝子	目黒区老人クラブ連合会	執行部会計
	財津 千秋	目黒区障害者団体懇話会	かみよん工房代表
	岡野 幸代	(公社)東京青年会議所 目黒区委員会	
区内教育機関	上小牧 真裕	私立幼稚園協会	アゼイリア幼稚園長
	丸山 智子	区立小学校長会	烏森小学校長
	片柳 博文	区立中学校長会	第九中学校長
	田中 道久	東京私立中学高等学校協会 第七支部	自由ヶ丘学園高等学校 理事長・校長
	植草 秀裕	区内大学機関	東京工業大学理学院 准教授
区民	長谷川 知子	公募委員	
	舍利弗 真紀	公募委員	
	鈴木 ゆみ子	公募委員	

(幹事)

選出区分	氏名	選出該当団体・現職等	備考
目黒区職員	上田 広美	区民生活部長	
	竹内 聡子	健康福祉部長	
	谷合 祐之	教育次長	

## 目黒区生涯学習推進本部設置要綱

制 定 平成元年8月17日決裁目教社社第340号  
 最終改正 令和3年4月1日付け 目教生第2593号

(設置)

第1条 目黒区における生涯学習施策を総合的に推進するため、目黒区生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習施策に係わる基本方針の検討に関すること。
- (2) 生涯学習施策に係わる協議・総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、区長、副区長及び教育長並びに部長（目黒区組織規則（昭和40年3月目黒区規則第4号）に定める部長及び担当部長、目黒区福祉事務所処務規程（平成7年3月目黒区訓令甲第8号）に定める福祉事務所長及び担当部長、保健所長、会計管理者、区議会事務局長、目黒区教育委員会事務局組織規則（平成23年3月目黒区教育委員会規則第2号）に定める教育次長、選挙管理委員会事務局長並びに監査事務局長をいう。）をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長をもってあてる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員に、本部への出席を求めることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部で決定した事項の実施に必要な事項を検討する。
- 4 幹事会に、必要に応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、目黒区教育委員会事務局教育次長の職にある者をもってあてる。
- 3 事務局長の職務を補佐するために事務局に事務局次長を置く。
- 4 事務局次長は、企画経営部政策企画課長及び目黒区教育委員会事務局生涯学習課長の職にある者をもってあてる。
- 5 事務局長は、次の職務を行う。
  - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
  - (2) 本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
  - (3) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 6 事務局長は、必要に応じて、検討事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、目黒区教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 目黒区生涯学習推進本部名簿

令和3年4月1日現在

所 属	備 考
区長	本部長
副区長	副本部長
教育長	副本部長
企画経営部長	—
情報政策推進部長	—
総務部長	—
危機管理部長	—
区民生活部長	—
産業経済部長	—
文化・スポーツ部長	—
健康福祉部長	—
健康推進部長	—
子育て支援部長	—
都市整備部長	—
街づくり推進部長	—
環境清掃部長	—
会計管理者	—
区議会事務局長	—
教育次長	事務局長
選挙管理委員会事務局長	—
監査事務局長	—

## 目黒区生涯学習推進本部幹事会名簿

令和 3 年 4 月 1 日現在

所 属	
企画経営部	政策企画課長 (事務局次長)
	広報課長
	情報政策課長
	D X 戦略課長
総務部	人権政策課長
区民生活部	地域振興課長
	産業経済・消費生活課長
	文化・交流課長
	スポーツ振興課長
健康福祉部	健康福祉計画課長
	健康推進課長
	保健予防課長
	福祉総合課長
	介護保険課長
	高齢福祉課長
	障害施策推進課長
	障害者支援課長
子育て支援部	子育て支援課長
	放課後子ども対策課長
都市整備部	都市計画課長
	道路公園課長
環境清掃部	環境保全課長
	清掃リサイクル課長
教育委員会	教育次長 (事務局長)
	教育政策課長
	学校 I C T 課長
	教育指導課長
	教育支援課長
	生涯学習課長 (事務局次長)
	八雲中央図書館長

## 目黒区における生涯学習推進に関する主な取組

年度	内 容
平成元年度 (1989 年度)	○生涯学習シンポジウムを開催する。 ○目黒区生涯学習推進本部を設置する。
平成 2 年度 (1990 年度)	○目黒区生涯学習推進懇談会を設置する。
平成 3 年度 (1991 年度)	○「生涯学習に関する区民意識調査」を実施する。 ○目黒区生涯学習推進懇談会が「目黒区生涯学習推進基本構想を策定するために」を答申する。 ①都市化への課題について ②国際化への課題について ③情報化への課題について ④学校教育への課題について ⑤高齢化社会への課題について ⑥区政への課題についての問題提起を行った。
平成 4 年度 (1992 年度)	○「目黒区生涯学習推進基本構想」を策定する。 ○目黒区生涯学習推進協議会を設置する。 ○中目黒スクエア(女性情報センター、青少年プラザ等)が開設される。
平成 5 年度 (1993 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画<平成 5 年度～9 年度>」を策定する。 ○「目黒区基本計画<平成 6 年度～15 年度>」を策定する。 生涯学習推進体制の整備として、①生涯学習推進の条件整備(生涯学習センター機能の確保、区民交流プラザ(仮称)の設置、生涯学習情報提供・人材活用システムの整備、生涯学習相談体制の整備、啓発・普及活動の充実) ②生涯学習推進組織の充実 ③学校施設等の開放の促進が盛り込まれる。 ○「目黒区実施計画<平成 6 年度～10 年度>」を策定する。 計画事業として、「生涯学習センター機能の確保」、「生涯学習情報提供システム等の整備」、「区民交流プラザの設置」が盛り込まれる。
平成 7 年度 (1995 年度)	○「めぐろシティカレッジ」を開設する。
平成 9 年度 (1997 年度)	○「目黒区実施計画<平成 10 年度～14 年度>」を策定する。 計画事業として、「生涯学習センター機能の確保」、「区民交流プラザの設置」、「芸術文化スポーツ財団の設立」が盛り込まれる。
平成 12 年度 (2000 年度)	○「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画<平成 13 年度～22 年度>」を策定する。 目黒区基本計画に「心豊かな子どもの育成と生涯学習、文化、スポーツの振興」が主要課題の一つとして掲げられる。また、生涯学習の推進として、①生涯学習推進の条件整備(生涯学習センター機能の確保、啓発・普及活動の充実、教育文化スポーツにかかる公益法人の整備、国公立学校・民間施設等の開放) ②生涯学習推進組織の充実が盛り込まれる。 ○碑文谷体育館、グラウンドを開設する。 ○「目黒区実施計画<平成 13 年度～17 年度>」を策定する。 計画事業として、「文化ホールの設置」が盛り込まれる。
平成 14 年度 (2002 年度)	○都立大学跡地にめぐろパーシモンホール、八雲中央図書館、八雲体育館を開設する。 ○上目黒二丁目再開発跡地に中目黒G T プラザホールが開設される。 ○「目黒区生涯学習推進基本構想」を改定する。 ○芸術文化振興条例を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を策定する。

年度	内 容
平成 15 年度 (2003 年度)	○「目黒区実施計画＜平成 16 年度～20 年度＞」を策定する。
平成 17 年度 (2005 年度)	○生涯学習人材情報システムを稼動する。 ○「めぐろ芸術文化振興プラン」を策定する。 ○中央町社会教育館を開設する。
平成 18 年度 (2006 年度)	○「目黒区実施計画＜平成 19 年度～23 年度＞」を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 19 年度 (2007 年度)	○区民センター体育館にトレーニングスタジオを開設する。 ○「目黒区生涯学習実施推進計画＜平成 20 年度～24 年度＞」を策定する。
平成 21 年度 (2009 年度)	○「目黒区基本計画＜平成 22 年度～31 年度＞」を策定する。 ○「目黒区実施計画＜平成 22 年度～26 年度＞」を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 23 年度 (2011 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画実施状況調査＜平成 20 年度～24 年度＞」を実施する。
平成 24 年度 (2012 年度)	○区政の大きな状況変化等により、「目黒区生涯学習実施推進計画＜平成 20 年度～24 年度＞」の計画改定を 2 年延伸する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 25 年度 (2013 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画実施状況調査＜平成 20 年度～24 年度＞」を実施する。
平成 26 年度 (2014 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画＜平成 27 年度～31 年度＞」を策定する。 ○「目黒区実施計画＜平成 27 年度～31 年度＞」を策定する。
平成 27 年度 (2015 年度)	○「めぐろ芸術文化振興プラン」を改定する。
平成 28 年度 (2016 年度)	○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 29 年度 (2017 年度)	○「目黒区実施計画＜平成 30 年度～34 年度＞」を策定する。
平成 31 年度 令和元年度 (2019 年度)	○「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」と改定時期を合わせるため「目黒区生涯学習実施推進計画＜平成 27 年度～31 年度＞」の計画改定を 1 年延伸する。
令和 2 年度 (2020 年度)	○「目黒区基本構想」を策定する。 ○「目黒区基本計画」の改定が 1 年延伸されたため、「目黒区生涯学習実施推進計画＜平成 27 年度～令和 2 年度＞」の計画改定を 1 年延伸する。

## 国や都の生涯学習推進政策の動向

年	国	東京都
昭和 42 年 (1967 年)	第 3 回成人教育推進国際委員会に出席した波多野完治氏が、ポールラングランの論文を訳して日本に紹介し、「生涯学習」の概念が形成される。	
昭和 46 年 (1971 年)	○社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方」(4 月)	
昭和 56 年 (1981 年)	○中央教育審議会答申「生涯学習について」 学歴偏重の社会を改め、人々の生涯にわたる自己向上を尊び、それを正当にする社会への方向を示した。(6 月)	
昭和 58 年 (1983 年)		○東京都生涯教育推進懇談会の設置
昭和 59 年 (1984 年)	○内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に「臨時教育審議会」が設置される。 臨時教育審議会は、4 次につながる答申を提出し、教育改革の基本的考え方として、①生涯学習体系への移行、②個性の重視、③国際化・情報化などの変化への対応という 3 つの原則を示した。	○東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」(10 月)
昭和 61 年 (1986 年)		○東京都生涯教育推進懇談会第 2 次報告「東京都における生涯教育推進のための学校教育」(10 月)
昭和 62 年 (1987 年)		○「東京都生涯教育推進計画」策定 生涯学習推進のための 239 事業の推進を打ち出した。(6 月)
昭和 63 年 (1988 年)	○文部省に生涯学習局が発足	
平成 2 年 (1990 年)	○第 14 期中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(1 月) ○「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」 ○生涯学習審議会の設置	
平成 4 年 (1992 年)	○生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(7 月)	○東京都生涯学習審議会の設置
平成 6 年 (1994 年)		○東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京都における生涯学習の総合的な振興方策について」 生涯学習社会の実現や生涯にわたる学習の推進とその成果が適切に評価される社会の実現が望まれていることを背景に次の 5 つ課題を掲げた。 ①平等な学習機会の提供 ②学習内容の充実 ③学習の場の充実 ④生涯学習を支援する体制の整備 ⑤学習成果の還元・活用への支援(6 月)
平成 8 年 (1996 年)	○生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」 地域における学習機会を拡充するため、①大学等高等教育機関の地域貢献 ②小中高等学校への社会人の登用を可能にする特別非常勤講師制度や学校開放促進によるふれあい活動の実施 ③社会教育、文化、スポーツ施設のネットワーク化、ボランティア等の人材確保、施設運営と事業展開の在り方の検討 ④公共施設や民間施設の地域住民の学習活動への積極的な貢献等を答申。(4 月)	

年	国	東京都
平成 8 年 (1996 年)	○第 15 期中央教育審議会 1 次答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 従来の学校教育中心から多様な教育や学習に移行すべきこと、また、これらの学習が正しく評価されるべきこと、社会人を対象としたリカレント教育を推進すること、学習成果が社会に還元されることが望ましいことなどが提言された。(7月)	
平成 9 年 (1997 年)		○「とうきょう学びプラン'97」 ①生涯を通じた学習の機会と場を整備・充実する、 ②新しい課題に対応した学習活動を支援する、 ③学んだことが地域で生かせる環境を整備する、 ④学習を支援する仕組みをつくる、 を基本目標として掲げた。(3月)
平成 10 年 (1998 年)	○生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(9月) 今後の社会教育行政において重要となる視点として、地域住民のニーズへの対応、生涯学習社会構築に向けた社会教育行政、地域及び家庭への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応等を提言した。 ○中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(9月)	
平成 11 年 (1999 年)	○生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」 生涯学習行政の施策として、今後は生涯学習の成果の活用をいかに促進するかにも重点をおくことが必要とした。(6月) ○地方分権一括法成立	
平成 12 年 (2000 年)	○生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 学習者がより主体的に学習できる環境を整備するため、①情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の充実 ②生涯学習関連施設の情報化の推進 ③大学等の公開講座を公民館等を通じて提供する仕組みの構築などを提言した。(11月)	○第 3 期東京都生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」 様々な人材・施設が存在するという東京の特性を活用し、住民が地域社会作りに積極的に参加していくためには、コーディネート機能、情報や相談の充実など生涯学習の仕組みづくりが重要と提言した。(5月)
平成 13 年 (2001 年)	○学校教育法及び社会教育法の一部改正	
平成 14 年 (2002 年)	○中央教育審議会中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」 平成 13 年 11 月に文部科学大臣から諮問された「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」についての審議の中間報告が公表された。(11月)	○第 4 期東京都生涯学習審議会答申「地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」(12月)
平成 15 年 (2003 年)	○「特定非営利活動促進法(NPO法)」 ○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方」(3月)	
平成 16 年 (2004 年)	中央教育審議会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」(3月)	○東京都教育ビジョン(4月)

年	国	東京都
平成 17 年 (2005 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 5 期東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について～『地域教育プラットフォーム』構想を推進するための教育行政の役割～」(1月)</li> <li>○「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」(8月)</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育基本法改正 「生涯学習の理念」、「家庭教育に係る国及び地方公共団体の努力義務」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に係る規定等が新たに整備された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 6 期東京都生涯学習審議会から建議「東京都におけるこれからの地域教育の具体的方策について～子どもたちによりよい教育環境を提供するために～」(11月)</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 7 期東京都生涯学習審議会第一次答申「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」(12月)</li> </ul>
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2月)</li> <li>○社会教育法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 7 期東京都生涯学習審議会答申「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について 一社会教育行政の役割を中心に一」(12月)</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 8 期東京都生涯学習審議会建議「子ども・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援の総合的な方策について」(12月)</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会生涯学習分科会「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を取りまとめた。(1月)</li> </ul>	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための 17 の国際目標が定められた。(9月)</li> </ul>	
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 9 期東京都生涯学習審議会建議「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について一地域教育プラットフォーム構想の新たな展開一」(2月)</li> </ul>
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会答申「第 3 期教育振興基本計画」一生涯学び、活躍できる環境を整える一について方針が示された。(3月)</li> <li>○中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」</li> <li>○「教育振興基本計画」閣議決定(6月)</li> </ul>	
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 10 期東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」(2月)</li> <li>○「東京都教育ビジョン(第 4 次)」策定(3月)</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央教育審議会生涯学習分科会「第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」を取りまとめた。(9月)</li> </ul>	

## 用語解説

	用語	意味
* 1	目黒区基本構想	将来の区民生活やまちの姿等を明らかにするとともに、区と区民とが連携して取り組んでいくまちづくりの基本目標とその実現のための施策の基本的な方向を明らかにするもの。
* 2	目黒区基本計画	目黒区基本構想を実現するために政策に関わる長期的な総合計画として策定されたもので、区が具体的に施策を進める場合の基本路線としての性格を有する。計画期間は 10 年。
* 3	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、「新型コロナウイルス」によって引き起こされる疾患。令和元 (2019) 年 12 月に発生が報告されて以来、世界各地で感染拡大した。
* 4	ICT	情報通信技術。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称。
* 5	持続可能な開発目標 (SDGs)	Sustainable Development Goals の略。 平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
* 6	長期計画	目黒区で策定されている「目黒区基本構想」「目黒区基本計画」「目黒区実施計画」の 3 つを含めて長期計画という。
* 7	補助計画	目黒区基本計画に定める施策について、より詳細な内容を定めたもの。 目黒区生涯学習実施推進計画のほかに、目黒区子ども総合計画 (令和 2 (2020) 年 3 月策定)、目黒区保健医療福祉計画 (令和 3 (2021) 年 3 月策定)、目黒区障害者計画 (令和 3 (2021) 年 3 月策定)、目黒区環境基本計画 (平成 29 (2017) 年 3 月策定) など、多くの補助計画のもとに施策が展開されている。
* 8	めぐろ 学校教育プラン	目黒区教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための施策をまとめた中期計画。
* 9	目黒区実施計画	目黒区基本計画に定める施策を計画的に実施するため、実効性を確保する観点から、財源の裏付けをもった具体的な事業計画として策定されたもの。計画期間は 5 年。

	用語	意味
* 10	中央教育審議会	文部科学省に設置されている諮問機関。教育・芸術・文化に関する基本的な重要施策につき調査・審議する機関。
* 11	ライフステージ	人間の一生で過ごす幼少期、少年期、青年期、壮年期（成人期）、老年期（高齢期）など、人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のこと。
* 12	ライフスタイル	人々の生活様式のこと。衣食住に限らず、行動様式や価値観などを含んだものとして用いている。
* 13	オンライン	インターネットなどのコンピュータネットワークに接続している状態。
* 14	情報機器	この計画では主に、パソコンやスマートフォン、タブレット、ルーター等のネットワーク機器、スマート家電など、情報に触れたり、通信したりする機器。
* 15	オウンドメディア (Owned Media)	自らが管理・運営するメディアの総称。パンフレットや広報誌・ホームページなどすべての媒体を指す。
* 16	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学び。
* 17	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0) に続く、新たな社会。
* 18	SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)	登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。 SNSは、Social Networking Service の略。 例) LINE、Twitter、Instagram 等
* 19	リスク コミュニケーション	リスク分析の全過程において、関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。
* 20	テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

# 目黒区生涯学習実施推進計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4(2022)年3月

発行 目黒区

編集 目黒区教育委員会事務局生涯学習課  
〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9314

印刷 有限会社 ジンキッズ

主要印刷物番号

3教-15号